

平素より大変お世話になっております。

本メールはレクシア特許法律事務所所属の弁護士・弁理士と名刺交換をさせていただきますました皆様にお送りしております。

****訴訟から学ぶ明細書の作成 機械・電気編 その2****

～文言の解釈2～

今回は、文言の解釈の2回目です。

平成21年(ワ)第31831号特許権侵害差止等請求事件(平成22年10月1日東京地方裁判所)

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/745/080745_hanrei.pdf

問題となったのは、「前記座部は、座面中央に座面側に向かって次第に拡大する形状の円穴を有する」という構成の「座面中央」との文言の解釈です。

文言通り解釈すると、円穴が座面中央からずれていると、非侵害とも考えられます。実際、被告製品は、座部10を上から見たとき、その面の前後の略2対1の比率位置に円穴が設置されているので、被告は、座面中央ではないと主張しました。

裁判所の判断は以下の通りです。

「しかし、この場合の「座面中央」とは、本件明細書の段落【0003】に記載されている本件発明の目的「・・・」や、段落【0005】に記載されている本件発明の効果「・・・」からすれば、その位置は厳密に解されるべきものではなく、要するに、座部の座面に臀部が落ち込む円穴を設けたこと自体で、座面に対する臀部の前後左右方向の位置ずれが防止できればよいのであって、そのためには、当該円穴の位置は、上記目的及び効果を達成できる程度の範囲をもって、座部の中央部の辺りに存在すればよいというべきである。

そうすると、「前後の略2対1の比率位置」は、上記の意味合いで座部の中央部の辺りということができるから、被告製品の中空孔80は、構成要件Bとの対比においては、なお「座面中央」に位置するものと評価できる。」

本事件では、被告製品の侵害は認められましたが、無効理由があるとして、原告敗訴となっています。

****今回の教訓**

クレームで位置(または形状)を特定する場合には、そこから多少ずれてもよいように明細書に定義を記載するのがよいかと考えます。例えば、上記の件であれば、「座面中央とは、完全な座面の中心を意味するのではなく、そこから、、、ずれていてもよい」など。これにより、裁判に行かずに解決できたかもしれません(無効理由はありましたが)。また、均等に頼らずに、文言侵害を主張できるため、侵害認定のハードルがかなり下がると考えます。

ご質問がございましたら、レクシア特許法律事務所 機械・電気部門の立花までお願いします。

tachibana@lexia-ip.jp

弊所の特徴である知財・法務業務のワンストップについては、こちら

・ワンストップサービス(特許編)

<http://www.lexia-ip.jp/One-stop/one-stop-patent.pdf>

今後、当事務所からのご連絡がご不要な場合は、大変お手数ですが、下記のメールアドレスまでご一報ください。

レクシア特許法律事務所 (LEXIA PARTNERS)

〒530-0005

大阪市北区中之島 6-2-40 中之島インテス 21 階

PHONE : 06-6448-7777 FAX : 06-6448-7766

E-MAIL : info@lexia-ip.jp URL : www.lexia-ip.jp

